

平成 28 年度

第 1 回寝屋川市景観審議会

会 議 録

# 平成 28 年度 第 1 回 寝屋川市 景観審議会

日時：平成 28 年 11 月 4 日(金)

午後 1 時 30 分から

場所：寝屋川市役所議会棟 4 階  
第一委員会室

## 《次 第》

- 1 開 会
- 2 第 4 期寝屋川市景観審議会会長及び副会長の選出について
- 3 景観審議会に報告するもの
  - (1) 寝屋川市景観審議会スケジュールについて
  - (2) 指定済景観重点地区の検証等について
    - ・寝屋川市駅東再開発地区周辺及び寝屋川駅前線東部沿道
- 4 その他
  - (1) 屋外広告物適正化旬間の活動報告について
- 5 閉 会
- 6 指定済景観重点地区視察について
  - (1) 香里園駅東再開発地区周辺及び香里園駅西側駅前広場周辺

以 上

平成 28 年度第 1 回寝屋川市景観審議会 会議録

1 日 時 : 平成 28 年 11 月 4 日 (金) 午後 1 時 30 分～ 3 時 40 分

2 場 所 : 寝屋川市役所議会棟 4 階第一委員会室

3 出席者

委 員

会 長

増 田 昇

副会長

山 野 高 志

委 員

坂 口 行 洋

委 員

白 川 清 司

委 員

井 上 容 子

委 員

熊 田 将 男

委 員

星 野 創

委 員

田 中 稔

委 員

中 村 一 二 三

委 員

三 宅 秀 明

理事兼まち政策部長

茂 福 隆 幸

まち政策部次長

宮 永 稔 生

都市計画室長

竹 本 明 広

都市計画室課長

仲 西 淳

事務局 まちづくり指導課

課長 野 口 勝 彦

同

係長 乾 佳 純

同

係長 下 谷 和 生

同

係長 荒 垣 幸 信

同

主査 西 山 修 治

4 傍聴人 0 名

5 会議事項 別紙のとおり

(開 会)

<事務局：乾>

お待たせいたしました。

ただいまより、平成 28 年度第 1 回寝屋川市景観審議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、委員 10 名中、10 名の出席となっておりますので、寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 2 項の開催要件を満たしております。

それでは、議題に入ります前に、本日の審議会につきましては、新たに第 4 期を迎えまして、初めての開催ということとなりますが、今般の委員改選により委員の方々の変更がございましたので、委員皆様方のご紹介をさせていただきたいと思っております。

なお、本年 4 月に実施されました定期人事異動によりまして、事務局側の担当にも変更がございましたので、改めて全員の紹介をさせていただきたいと思っております。

それでは、第 4 期景観審議会委員に就任いただきました各委員の皆様方を順不同にてご紹介させていただきます。軽くご起立いただき、お名前だけお願いします。

初めに、景観部門といたしまして大阪府立大学大学院研究科長の増田昇様でございます。

<増田委員>

立礼して着席

<事務局>

次に、法律部門といたしまして、依法律事務所弁護士の坂口行洋様でございます。

<坂口委員>

立礼して着席

<事務局>

次に、建築部門といたしまして、奈良女子大学副学長の井上容子様でございます。

<井上委員>

立礼して着席

<事務局>

次に、都市計画部門といたしまして、大阪府立大学工業高等専門学校准教授の山野高志様でございます。

<山野委員>

立礼して着席

<事務局>

次に、行政部門といたしまして、元寝屋川市理事の白川清司様でございます。

<白川委員>

立礼して着席

<事務局>

次に、建築部門といたしまして、大阪府建築士会よりご推薦をいただきました、株式会社安井建築事務所工事監理部長の熊田将男様でございます。

<熊田委員>

立礼して着席

<事務局>

次に、農業振興部門といたしまして、寝屋川市農政推進協議会からご推薦をいただき

ました、同会会長田中稔様でございます。

<田中委員>

立礼して着席

<事務局>

次に、自治振興部門といたしまして、自治推進協議会からご推薦いただきました同会副会長の中村様でございます。(本紹介後出席されました。)

<事務局>

次に、経済部門といたしまして、北大阪商工会議所からご推薦いただきました、寝屋川支所長星野創様でございます。

<星野委員>

立礼して着席

<事務局>

最後に、一般公募委員の三宅秀明様でございます。

<三宅委員>

立礼して着席

次に、事務局側の出席者の紹介をさせていただきます。

景観審議会を所管いたします、理事兼まち政策部長の茂福でございます。まち政策部次長の宮永でございます。都市計画室長の竹本でございます。都市計画室課長の仲西でございます。まちづくり指導課長の野口でございます。同じく、まちづくり指導課開発担当係長の荒垣でございます。建築担当係長の下谷でございます。開発担当主査の西山でございます。

最後に、わたくし管理担当係長であります乾と申します。よろしくお願ひいたします。

<事務局>

それでは、開会にあたりまして、まちづくり指導課長の野口よりご挨拶申し上げます。

<野口課長>

挨拶 一省略一

<事務局>

それでは、はじめに景観審議会規則第3条第1項に基づきまして、次第2の会長と副会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。

なお、会議の運営上会長が選出されるまでの間、茂福理事に仮の座長を務めさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

<各委員>

異議なしの声あり

<事務局>

異議なしとのことでございますので、茂福理事よろしくお願ひします。

それでは茂福理事、前の席へ移動をお願いいたします。

<仮座長>

それでは、会長が選出されるまでの間、仮の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

これより、会長及び副会長の選出にあたりまして、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

ご説明いたします。

会長及び副会長の選出方法につきましては、景観審議会規則第3条第1項の規定に基づき、委員の皆様方による互選となっています。

<仮座長>

ただいま、事務局より説明がありましたが、委員の互選により定めることとなっております。

それでは、互選の方法はいかがいたしましょうか。

<委員>

推薦では、いかがでしょうか。

<仮座長>

推薦というご意見がございましたが、他にご意見等はございませんか。

<各委員>

・・・なし・・・

<仮座長>

それでは、他にご意見がないようですので、それでは推薦ということによろしいでしょうか。

<各委員>

・・・異議なし・・・

<仮座長>

ご異議なしとのことですので、推薦により決することといたします。

どなたか、ご推薦される方はおられませんでしょうか。

<委員>

第3期に引き続き、会長には景観形成における学識と景観審議会委員としての実績・経験もあります増田委員が適任と考えます。そして、副会長には、空間形成や住環境形成など多様な研究をされている山野委員に引き続きお願いしてはと存じますがいかがでしょうか。

<仮座長>

ただいま、ご推薦の意見がありましたが、皆さん、いかがでしょうか。

<各委員>

・・・異議なし・・・

<仮座長>

それでは、異議がないようですので、ただいまご推薦のありました増田委員を会長に、山野委員を副会長に決することについて再度ご異議ございませんか。

<各委員>

・・・異議なし・・・

<仮座長>

ただいま、委員皆様方のご賛同がございましたので、第4期寝屋川市景観審議会の会長は増田委員に、副会長は山野委員に決することにいたします。

それでは、会長が選出されましたので、これ以降の運営につきましては、増田会長にお任せいたします。

増田会長、山野副会長、よろしく願いいたします。

<事務局>

それでは、ここで増田会長、山野副会長におかれましては、前方の会長席、副会長席

へと移動をお願いします。

では、新たに就任されました増田会長にひとことご挨拶の程、よろしくお願いいたします。

<会長>

ただいま、皆様のご推挙によりまして、前期に引き続いて今期の会長を仰せつかりました大阪府立大学の増田でございます。この審議会も順調に景観重点形成地区を指定してきて現在は、その効果検証をする時期に入っていると同時に、建物の景観については、長期間かかるもの、一方で、屋外広告物の規制について運用されてきておりまして、かなり早期の改善が見込まれるということで、本日も、現地での検証となろうと思えます。これからも、寝屋川市におきまして、都市計画道路の新設がございまして、街が改造されるときに、やはり景観のあり方をきっちり議論しておく、ことが非常に重要なことと思えます。これからも引き続きまして皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら、前に進めてまいりたいと思えます。また、山野副会長には、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。はなはだ、簡単ですけど、就任の挨拶といたします。

それでは、本日の審議に入りたいと思えます。本日の審議ですけど、全て報告案件でございます。1件目が寝屋川市景観審議会のスケジュール、2件目が景観重点地区の検証等について、さらにその他としまして、屋外広告物適正化旬間の活動報告について、この報告案件を議論の後、一旦閉会をして、香里園東再開発地区及び西側駅前広場周辺の視察をするということです。それでは、景観審議会のスケジュールと景観重点地区の検証について説明をいただきたいと思えます。

<事務局>

まちづくり指導課の西山でございます。よろしくお願いいたします。

<会長>

座って、進めていただければと思えます。

<事務局>

それでは、はじめに本日の資料を確認させていただきます。

「平成28年度第1回寝屋川市景観審議会次第」、「配席図」、次に、「寝屋川市景観審議会スケジュール」については、「資料1」として、パワーポイント資料の2ページから3ページ、指定済景観重点地区検証等については、「資料2」として、パワーポイント資料の4ページから15ページ、屋外広告物適正化旬間活動報告については、「資料3」として、パワーポイント資料の16ページから18ページ、指定済景観重点地区視察については、資料4としまして、パワーポイント資料の19ページから21ページ。

以上でございます。

事前に配布をさせていただいておりますが、お持ちでない方や不足のある方はお申し出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会につきましては、報告案件となっておりますので、よろしくお願いいたします。また、本日の会議録については、後日、ホームページ及び市役所情報コーナーにて公開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第をご覧ください。

次第3(1)の寝屋川市景観審議会スケジュールについて、続いて(2)の指定済景観重点地区の検証等について、ご説明をさせていただきますので、ご質問等につきましては、一括してお受けしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次第4その他(1)の屋外広告物適正化旬間の活動報告について、次第6の指定済景観重点地区視察について、ご説明させていただき、ご質問等については、一括してお受けしたいと考えております。次に、次第5で、一旦、閉会をさせていただいたのち、事務局でバスをご用意しておりますので、委員の皆様方には香里園駅まで移動いただき、次第6の香里園駅東再開発地区周辺及び香里園駅西側駅前広場周辺の指定済景観重点地区について、視察いただくこととなっております。

#### <事務局>

それでは、次第3(1)の寝屋川市景観審議会スケジュールについて、(2)の指定済景観重点地区の検証等について、一括して説明をさせていただきます。

説明にあたりましては、主に前方のスクリーンを使用して、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第3(1)の寝屋川市景観審議会スケジュールについて、説明をさせていただきます。パワーポイント資料の2ページから3ページ、資料1をご参照ください。

本市においては、昨年度までに委員の皆様方のご承認をいただきながら、景観重点地区を12地区指定し、市内4駅などを含め既成市街地における区域指定が、一定完了したことから、昨年度の審議会においてもご説明しましたとおり、今年度の審議会につきましては、指定済景観重点地区の検証及び平成29年度以降の景観重点地区候補地区並びに屋外広告物の区域指定を見据えた取り組みとして、新たな公共事業整備の事業報告や現地視察など計2回の開催を予定しております。

本日の第1回審議会においては、平成27年度第3回の審議会で現地視察していただいております寝屋川市駅東再開発地区周辺及び寝屋川駅前線東部沿道景観重点地区の2地区に関する検証を行っていただきたいと考えております。

続いて、屋外広告物適正化旬間における活動報告などを動画等でご報告させていただき、一旦、閉会としたのち、今後の指定済景観重点地区の検証に向けた取り組みとして、香里園駅東再開発地区周辺及び香里園駅西側駅前広場周辺の2地区について、現地視察をお願いしたいと考えております。

第2回の審議会については、平成29年1月末から2月初旬にかけて開催を予定しており、報告案件としまして、来年度以降の景観重点候補地区並びに屋外広告物の区域指定を見据えた取り組みとして、新たな公共事業整備となる都市計画道路対馬江大利線整備事業、打上高塚町土地区画整理事業、都市計画道路東寝屋川駅前線整備事業に関する事業報告や現地視察を考えております。

景観審議会スケジュールについてのご説明は以上です。

続いて、次第3(2)の指定済景観重点地区の検証等について、説明をさせていただきますので、パワーポイント資料の4ページから15ページ資料2を参照下さい。

平成27年度第3回の審議会において、寝屋川市駅東再開発地区周辺及び寝屋川駅前線東部沿道の2地区について、現地視察をしていただいておりますが、ここで改めて景観重点地区の区域や写真などを用いて説明をさせていただきます。

寝屋川市駅東再開発地区周辺の区域は、朱書きラインで囲んでおります。図の矢印の方向より撮影した写真でございます。

左側が同地区における整備前の全体写真、右側が整備の全体写真となっております。再開発事業や都市計画道路整備事業により、整備後においては、良好な都市環境が形成されております。

また、再開発事業においては、関係権利者と本市で施設建築等の維持管理について、協定を締結しており、景観条例とあわせて別途、景観形成ガイドラインを策定するなど、将来にわたって、街区の良好な景観の確保に配慮をしております。

次に、同地区内で提出されている本市景観条例に基づく景観計画行為届出書、本市屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請書等の内容等でございます。青ラインで囲んでおります平成24年度に景観計画行為届出書が1件提出されており、既存住宅から飲食店への建替えとなっております。

左側が飲食店の建て替え前の写真、右側が建て替え後の写真となっており、本市景観計画に基づき外壁の色彩をおさえるなど、同地区景観重点地区の景観形成基準に適合しております。

次に、寝屋川市駅前線東部沿道でございます。青ラインで囲んでおりますが、同地区では、平成26年度に景観計画行為届出書が1件提出されており、店舗付き住宅から店舗付き住宅への建て替えとなっております。

平成27年度には、同届出書が1件提出されており、更地から銀行への新築となっておりますが、同区域内では、本市屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請書も1件提出しております。同年度においては、露店駐車場の屋外広告物許可申請書が、もう1件提出しております。

店舗付き住宅の写真でございます。左側が店舗付き住宅の建て替え前の写真、右側が建て替え後の写真となっており、本市景観計画に基づき外壁の色彩をおさえるなど、景観形成基準に適合しております。

次に、図の矢印方向が銀行でございます。

左側が建て替え前、右側が建て替え後となっており、同様に外壁の色彩をおさえるなど、景観形成基準に適合しております。

屋外広告物でございますが、左側が信用金庫の建築物全体、右側が主な広告物と他店参考の広告物になっておりまして、広告物①②③はともに、他店参考の広告物と比較して、高彩度部分の面積をおさえた広告物としており、本市屋外広告物条例の基準に適合しております。

次に、図の矢印方向が露店駐車場でございます。

左側が駐車場全体の写真、右側が主な広告物と他店参考の広告物になっておりまして、広告物①②はともに、他店参考の広告物と比較して、高彩度をおさえた広告物となっており、同様に屋外広告物条例の基準に適合しております。

ただいま説明をさせていただいた内容を踏まえ、本市景観条例に基づく景観重点地区及び本市屋外広告物条例に基づく屋外広告物区域指定による規制・誘導を図ることで、指定前より指定後においては、良好な景観形成が図られていることから、公共整備事業による面的整備を行い、良好な都市環境の形成を図ることとあわせて、引き続き、本市景観条例に基づく景観重点地区及び本市屋外広告物条例に基づく屋外広告物区域の追加指定を行うことで、効率的かつ効果的な地域の特性を活かした魅力のあるまちづくりを推進し、市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与していくものと考えております。また、指定区域内では、今後、既存の建築物、屋外広告物の更新が想定されており、建築物は中・長期的に、屋外広告物は比較的短い期間における視点を持ちながら、本市の良好な景観形成の確保に向けた景観行政を進めてまいりたいと考えております。

指定済景観重点地区の検証等についての説明は以上です。

#### <会長>

ただいま、事務局より次第3（1）スケジュールと次第3（2）指定済重点地区の検証についての説明が終わりました。何か、ご質問はありませんか。ございましたらいかがでしょうか。

皆様お考えの間、わたしの方からパワーポイント8ページ「資料2」と書いてあるところ、建物や看板については、適正に規制されている。これは、規制対象外ですけど、どこの街でもそうなんですけど、自動販売機、このようなものがかなり全面的に出てくるとやはり、景観に対して、猥雑性を発揮する。いくいくは、こういうところも考えていかなければならない。これは、規制対象外ですけど感想として持ちました。

他にどうですか、よろしいでしょうか。かなり、建物、看板については、一定の見識を持たれていて、良好な景観形成に役立っていることを確認できようかと思います。

はい、ありがとうございます。本日、のち香里園駅東駅前再開発、西側駅前広場のところも視察に行きますので、効果が実感できるかと思います。それでは、残り次第4、その他の屋外広告物適正化旬間の活動報告についてと次第5の指定済景観重点地区視察について、事務局より説明願います。

#### <事務局>

それでは、次第4（1）の屋外広告物適正化旬間の活動報告について、説明をさせていただきます。初めにパワーポイント資料の説明をして、動画の方を見ていただきます。パワーポイント資料の16ページから18ページ「資料3」をご参照ください。

国は、平成22年度より、9月1日から10日までの期間を「屋外広告物適正化旬間」と定めていまして、全国的に屋外広告物の適正化に向けた普及啓発などに取り組む期間としています。寝屋川市では、平成27年4月1日より「寝屋川市屋外広告物条例」を施行していることもありまして、昨年度より屋外広告物適正化旬間の取り組みを実施しております。今年度の活動の内容としましては、昨年度と同様に、平成28年9月9日に屋外広告業者で組織される大阪屋外広告美術協同組合の方々にご協力をいただき、市職員と共に寝屋川市駅周辺の店舗などへ戸別訪問を行い、「寝屋川屋外広告条例」の周知と屋外広告物の安全点検の実施啓発に努めました。

こちらは、左側が周知・啓発活動を行ったエリアとなりまして、寝屋川市駅周辺指定区域の規制対象エリアの一部で、エリア内の店舗数は、46店舗となります。右側が周知・啓発活動時の写真となりまして黄色のベストを着ているのが、大阪屋外広告美術協同組合の方となります。活動内容につきましては、まちづくり指導課のホームページにおきましても公開しておりまして、周知啓発活動時の動画も載せておりますので、これよりホームページに掲載しております動画をご覧いただきたいと思います。

動画につきましては、音声聞き取りにくいところもありますが、ご了承願います。

動画につきましては、以上でございます。今後につきましても、来年度以降の屋外広告物適正化旬間の期間などに他の指定区域の規制対象エリアの店舗等に対して、周知・啓発活動を継続して行っていき、本市の良好な景観形成の確保と屋外広告物の事故防止を図っていきたいと考えております。屋外広告物適正化旬間の報告についての説明は以上です。

#### <事務局>

それでは、次第6の指定済景観重点地区視察について、説明をさせていただきますので、パワーポイント資料の19ページから21ページ「資料4」をご参照下さい。

現地視察の地区につきましては、左側が香里園駅西側駅前広場及び右側が香里園駅東再開発地区周辺の2地区となっております。区域ごとに朱書きラインで囲んでおります。現在、2地区とも本市景観条例に基づく景観計画行為届出書は、ございませんが、本市屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請書については、平成28年度に1件提出されており、後ほど現地視察でご説明をさせていただきます。

なお、視察ルートといたしましては、バスで香里園駅まで移動後、はじめに香里園駅東再開発地区周辺、続いて香里園駅西側駅前広場の順で視察をお願いしたいと考えております。

最後に、現在における2地区の全体写真となっております。寝屋川市駅同様に再開発事業や都市計画道路整備事業により、良好な都市環境が形成されております。

指定済景観重点地区視察についての説明は以上です。

<会長>

はい、どうもありがとうございました。屋外広告物適正化旬間の活動報告とこれから向います視察先について、ご報告いただきましたけれども、なにか、ご質問、ご意見等はありませんかいかがでしょうか。

<副会長>

屋外広告物適正化旬間の見回りのことについて、お伺いしたいのですが、実際これに行かれて反発、反抗的なご意見はありませんでしたか。

<事務局>

店舗の方の受け取り方はさまざまで、知らなかったということで申請を出してこられるところもあれば、「こんな規制をかけて」と言われるところもありますが、今回の条例施行の意図をきっちり説明して、ねばり強く対応を行っているところです。

<会長>

いかがでしょうか。

<委員>

旬間見回りで、(設置者が)不明の広告物がありましたか。

<事務局>

設置者が不明の広告物は、ございません。

<会長>

よろしいでしょうか。

<委員>

はい。

<会長>

のぼり旗みたいで、だれが設置したかわからない、長期間放置されているような状況はなかったということですね。

<事務局>

このエリアについては、ありませんでした。

<会長>

ほか、いかがでしょうか。

徐々に浸透していくのでしょうか、良い事例となる看板がぽつぽつと出ていますので、良いものを見て頂いてもらった方が早いかもしれませんね。

頭ごなしに規制していくよりもいいものが、出来てくる。それに見習ってもらえると

ということがあるかと思えます。よろしいでしょうか。

<委員>

寝屋川市駅のところで、先ほど会長もご指摘されていたパワーポイントの8ページ目ですけれど、この写真で見るところ、店舗前がカラフルになっている。これは、条例に引っかけられないということなんですけれど、自販機が非常に目立つ色になっていて、例えば、駐車場などは、従来の黄色のものを白いバックにして落ち着いたかたちにして、そういう規制をやっているのに、規制の対象外ということで、こういう大面積のもの（自販機）を置かれるという不公平感といいますが、このあたりへの指導はどのようにされますか。

<事務局>

はい、おっしゃられた通りでございまして、景観重点地区内と外だけでなく、寝屋川市域内全域が景観計画区域でございまして、ただ、更新の時期が、行政で把握が難しい部分でございまして、景観に配慮していただくよう行政指導してまいりたいと考えています。

<会長>

副会長どうですか、条例の時に、ご議論いただきましたが、なかなか難しい。自販機みたいなものは、当時どんな議論になったのでしょうか。

<副会長>

やはり、規制外になってしまうので、今後どうして行こうかとまた、今回なかったのですが、ガラス窓の内側に貼られている広告についても、今後の課題とされていました。

<会長>

せっかく、良いものができても、むしろもう一段踏み込んだ規制というよりは、お願いというか指導、啓発をしていくということだと思います。ほか、よろしいでしょうか。はい、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

今日の議題としては、全て終了したかと思えます。ここで、いったん閉会をするという

ことになりますので、これで閉会させていただいてよろしいでしょうか。はい、それでは、平成28年度第1回景観審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございます。それでは、視察のご案内をいただきます。

<事務局>

閉会に際しましては、理事兼まち政策部長であります、茂福よりご挨拶申し上げます。

<理事>

挨拶 一省略一

<事務局>

以上をもちまして、本日の景観審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

<事務局>

それでは、委員の皆様方、これより香里園駅まで移動いたしますが、バスをご用意しておりますので、本日の資料及びお荷物をご持参のうえ、議会棟前玄関ロビーまで移動いただきますよう、よろしく願いいたします。

(閉 会)